

競争参加者の資格に関する公示

旭川（７）施設最適化総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年３月７日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 福島 邦彦

（公印省略）

１ 業務の名称 旭川（７）施設最適化総合設計

２ 履行場所 北海道旭川市

３ 業務概要

本業務は、以下の設計を行うものである。詳細については仕様書のとおり。

本業務は、発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務である。

【旭川駐屯地】

・総合設計業務

(ア) 基本設計（建築、電気、機械、通信）

隊舎（鉄筋コンクリート造 ４階建 延べ面積約6,500㎡）ほか32棟、
総延べ面積約34,400㎡

(イ) 実施設計（新設）（建築、電気、機械、通信）

隊舎（鉄筋コンクリート造 ４階建 延べ面積約6,500㎡）ほか15棟、
総延べ面積約27,600㎡

※(ア)のうち、(イ)に含まれない内容は、後年度に別途発注を予定している。

(ウ) 実施設計（新設）（土木）

隊舎（鉄筋コンクリート造 ４階建 延べ面積約6,500㎡）ほか15棟、
総延べ面積約27,600㎡

(エ) 実施設計（改修）（建築）

庁舎（鉄筋コンクリート造 ５階建 延べ面積約8,500㎡）ほか10棟、
総延べ面積約17,400㎡

(オ) 実施設計（改修）（土木、電気、機械、通信）

局舎（鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約50㎡）ほか５棟、
総延べ面積約100㎡

(カ) 実施設計（解体）（建築、土木、電気、機械、通信）

隊舎（鉄筋コンクリート造 ４階建 延べ面積約6,300㎡）ほか40棟、
総延べ面積約27,700㎡

(キ) 幹線ユーティリティ（給水、排水、電気、通信）に係る実施設計 一式

(ク) 計画通知手続き業務 一式

(ケ) 交渉等技術資料作成業務 一式

(コ) 設計総合調整業務 一式

※本業務は、実施設計を分割し別途発注される設計業務に対し、技術提案・交渉方式導入の特性を踏まえ、一体性を確保することを目的とし、部隊運用上の特性を踏まえた基本設計等における考慮要素を各実施設計業務に反映させる設計総合調整業務を行うものである。

なお、本業務の受注者（共同体の場合は代表者）が分割した２期目以降の設計業務の受注者（共同体の場合は代表者）となった場合は、本業務を取止める。

4 履行期間 契約日の翌日から令和12年３月19日まで

5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

(1) 交付期間 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示日（以下、「公示日」という。）から令和７年４月７日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は午後５時まで。なお、紙による交付は午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ただし、紙による交付を希望する場合は下記６（２）に同じ。

(3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期間等

(1) 提出期間 公示日から令和７年４月７日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く）。ただし、最終日は正午まで。

なお、申請書は令和７年４月７日以降も技術提案書の特定者を通知する日（以下、「特定通知日」という。）（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）受け付けるが、特定通知日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求

により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度及び令和7・8年度における資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる業務の実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」(令和7年3月7日付支出負担行為担当官北海道防衛局長)に示すところにより交付する公募型プロポーザル方式に関する説明書の様式第2-1と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 共同体としての資格

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする。

ア 防衛省における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、以下の表1に示す条件を満たす級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

なお、特定通知日までに、令和7・8年度防衛省競争参加資格においても、級別の格付について、以下の表1に示す条件を満たしていること。

表1：級別の格付について

共同体の代表者	測量・建設コンサルタント 「建築」	級別の格付が「Aランク」
代表者以外の構成員	測量・建設コンサルタント 「建築」、「土木」、「電気」、 「機械」又は「通信」のいずれか	級別の格付が「Aランク」又は 「Bランク」

イ 申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

共同体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 共同体の構成員は、平成27年4月1日から公示日までに完了・引渡しが完了した業務のうち、以下の表2に示す①又は②のいずれかの業務の実績を有すること。

また、代表者以外の構成員の区分は次のとおりとする。

代表者以外の構成員①：業務分担において、隊舎、倉庫、浴場などの一般施設（以下、「一般施設」という。）の設計以外も担当する者

※代表者以外の構成員①として共同体に参加した構成員は、一般施設のみを担当することも可能である。

代表者以外の構成員②：業務分担において、一般施設の設計のみを担当する者

※代表者以外の構成員②として共同体に参加した構成員は、業務を実際に履行する場合に、一般施設の設計以外を担当することができないので注意すること。

なお、共同体に代表者以外の構成員②を含む場合は、代表者は構成員毎に情報を区分し、分担業務以外の情報を共有しないよう、情報保全体制を管理するものとする。

表2：企業の同種業務実績について

共同体の代表者	<u>①元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物で、延べ面積3,000㎡/棟以上の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか</u> <u>②防衛省発注の設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として受注した業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物で、延べ面積3,000㎡/棟以上の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか</u>
---------	---

代表者以外の 構成員①	①元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物で、延べ面積1,000㎡/棟以上の建築、電気、機械、通信に係る基本検討、基本設計業務、実施設計業務又は建物付帯土木実施設計業務のいずれか（ただし、建物付帯土木実施設計業務については、構造、面積及び規模等は問わない。） ②総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物で、延べ面積1,000㎡/棟以上の建築、電気、機械、通信に係る基本検討、基本設計業務、実施設計業務又は建物付帯土木実施設計業務のいずれか（ただし、建物付帯土木実施設計業務については、構造、面積及び規模等は問わない。）
代表者以外の 構成員②	①元請けとして受注した国内における業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物で、延べ面積1,000㎡/棟以上の建築、電気、機械、通信に係る基本検討、基本設計業務、実施設計業務又は建物付帯土木実施設計業務のいずれか（ただし、建物付帯土木実施設計業務については、構造、面積及び規模等は問わない。）

業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(3) 共同体の代表者及び代表者以外の構成員のうち業務分担において「建築業務」を担当する構成員は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

(4) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(5) 代表者の要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

ただし、代表者決定における理由書の提出を求める場合がある。

(6) 共同体協定書

共同体協定書が、上記5(2)において交付する所定の様式によるものであること。

8 上記7(1)アに掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者を構成員に含む共同体も上記6により申請することができる。

この場合において、共同体としての資格が認定されるためには、上記7(1)アに掲

げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記 7 (1) アに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該業務の特定通知日までに共同体として資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該業務の特定通知日までに上記 7 (1) アに示す構成員の要件を得ていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

上記 9 の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「旭川（7）施設最適化総合設計 ○○○・○○○・○○○ 共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争に参加するためには、特定通知日において、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続に従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。